

# かながわ市民オンブズマン 広報誌 第8号

(発行日：1998年1月29日)

## ～ も く じ ～

- |                                 |                                 |
|---------------------------------|---------------------------------|
| 1. 横浜市「土地開発公社」<br>保有資産の情報公開への取組 | 5. 「よこはま市民オンブズマン」<br>設立準備会のお知らせ |
| 2. 川崎市「塩漬け土地問題」                 | 6. 地域のオンブズ活動<br>(海老名市民オンブズマン)   |
| 3. 足柄群中井町土地開発公社の不<br>正土地取引について  | 7. 会員の声                         |
| 4. 第10回 役員会議事報告                 | 8. 今後の予定                        |

## 横浜市土地開発公社保有資産 の情報公開への取組み

### — 訴訟と異議申立ての両面から —

川崎市土地開発公社による公共用地先行取得の「塩漬け」の実態が、「かわさき市民オンブズマン」によって次々と明らかにされた経緯は、本誌でも伝えてきている。(本号P.2に掲載)

では公社の保有地の取得額と金利の総額(96年度末)が、川崎市の1,382億円を大きく上回って約3,800億円にもものぼる横浜市土地開発公社の事業と保有地の実態はどうかというと、市の情報公開制度を利用しても、その詳細は明らかにされていない。

### < 情報公開請求の経緯と一部公開の結果 >

昨年8月と10月、大川代表幹事が、市が保有する「代替地一覧表」と公社の「保有事業資産明細表(96年度分)」を情報公開請求した。一方、事務局の保坂も同じ「明細表」の73年～96年度分を7月に情報公開請求した。

結果は、登記簿との照合によって特定の個人が識別され、その財産状況が明らかになることなどを理由にあげ、「資産名のうちの地番」「所

在地」「個別資産の金額」を全て伏せた一部公開。

非公開となったこれらの項目は、川崎市以外でも、先に本間代表幹事が情報公開で入手した横須賀市、大和市、茅ヶ崎市、平塚市等の公社の決算書の明細表で軒並み公開となっている。

### < まずは非公開情報の公開を >

所在地や価格が非公開だと、個々の土地の特定が難しく、塩漬けの実態や取得事業が適正に行われたかどうかを検証したり、有効利用の可能性を検討する方が閉ざされてしまう。

横浜においては非公開情報の公開への取組みから始めざるをえない。このため、9月に保坂が異議申立てを行い、12月に大川代表幹事が非公開処分の取り消しを求める訴訟を起こしている。異議申立てについては、公文書公開審査会の答申が出るまで1年半程度かかる見通しだが、これでは訴訟の方が早く結論を出すかもしれない。ちなみに、第1回弁論期日は2月25日(水)の午前10時。

### < 実態解明は今後の課題 >

横浜市が一部公開した範囲で分かっている公社保有地の状況は、96年度末現在で約120ha、

## 中井町土地開発公社に対する 監督権発動に関する要望

「中井町土地開発公社問題」は、足柄郡中井町の土地開発公社が違法な土地取引（無償譲渡）を行った疑いが持たれている事件です。本件は、会員から寄せられた相談に応じて「かながわ市民オンブズマン」が対応した初めての案件です。以下、その経緯および内容を報告します。

### <経緯>

1997年8月2日

かながわ市民オンブズマン主催の公開相談会で、中井町民数名より本件について相談がある

11月21日

対応した木村和夫弁護士（オンブズマン顧問）より、報告および協力要請

12月17日

かながわ市民オンブズマン、県および中井町に監督権発動を要請

11月25日付

中井町より回答あり

### <内容>

1997年8月6日、中井町土地開発公社は、所有する土地（宅地：295.97㎡）を東京都在住A氏に売却した。ところが、この取引は売買ではなく無償譲渡（贈与）である疑いが極めて高いものである。

同公社作成の「平成8年度事業報告書・決算書」には処分土地のなかに本件の土地が含まれているが、他方これらの土地処分による「公有地取得事業収益（公有地売却収益）」には本件土地の売却代金は含まれていない。

また、公社職員も本件土地の代金が公社に入金されていないことを認めているという。

### <背景>

このような不正土地取引の背景には、以下のような事情がある。

東名高速秦野中井インターの開設に伴い、1988年4月以降、本件土地を含む周辺土地一帯について区画整理事業が行われたが、上記A氏およびその父が事業に強く反対していた。そこで、区画整理組合の理事長等は、同事業のスムーズ

な進行のためにA氏親子の要求を受け入れるが、A氏等は組合が協定書に違反したとして違約金の支払いを請求する事態となり、組合および同理事長等は対策に苦慮していた。

1994年11月の町長選挙において組合理事長岩本勇は町長に当選し、同組合理事長を辞任したが、A氏等はその後同町長および町当局に違約金支払いの要求を繰り返していた。

1996年6月頃には、本件土地に隣接するA氏の所有地にパチンコ店を開設するため、公社所有であった本件土地の無償贈与を要求するようになり、結局この要求に応じて本件土地の贈与が行われたとみられる。（この土地のほか違約金として1,000万円を要求した）

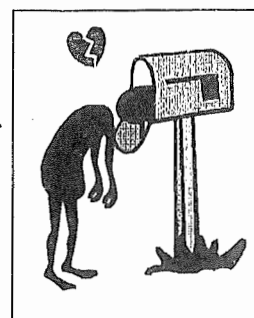
なお、A氏等のパチンコ店は、近隣住民の反対運動の甲斐なく、1996年12月に開店し、現在に至っている。

### <かながわ市民オンブズマンの対応>

以上の通り、中井町土地開発公社は土地売買にみせかけて公有地を無償譲渡し、公社に損害を与えたことになる。ただし、公社職員に対しては住民監査請求ができないので、オンブズマンから中井町町長および神奈川県知事に対して、「公有地の拡大の推進に関する法律第19条第1項」に基づき、監督権限の発動を求める要請を行った。

### <中井町からの回答>

われわれの要請に対して、12月25日付で中井町長から回答があった。とはいえ、内容は、以下の1行のみである。



「1、要望の趣旨に沿って県当局の指導のもとしかるべき調査をする所存であります。」

（村上 記）

3,789 億円に達する。資産名として記載されているのは公有用地 141 件、代行用地 11 件、未成土地 1 件だが、そのうち現段階で所在地が推定できるのは数件に満たない。

会員の中で、公社保有の可能性のある未利用地の心当たりがある方は、事務局までご一報ください。

(保坂 記)

## 塩漬け土地問題への取組

報告：奥田（川崎）

かわさき市民オンブズマンでは、昨年 12 月 13、14 日に、いわゆる「塩漬け土地」についての写真パネル展を開催しました。以下、そのときの模様を紹介してもらいます。

このような活動は、オンブズマンの活動および／または行政の問題点をより多くの市民に知ってもらう方法として参考になるのではないのでしょうか。

### <パネル展開催>

担当：奥田、江口、佐々木、黒田、  
西田、清水(芳)、清水

昨年 8 月 30 日創立総会での提案課題でもあった土地開発公社等が保有する「塩漬け土地」（長期低・未利用地）問題については 11 月 4 日その実態をプレス発表し大きな反響を呼んだところでありましたが、その後多くの会員やかながわオンブズマンらの参加のもとにひどい「塩漬け土地」の実態を視察いたしました。

この問題の担当プロジェクトチームは実はバスツアーの際に撮影した写真のパネル展開催を企画、パネルの作成や展示場所（川崎駅ルフロ前）の「道路使用許可」の申請等、数回の会合・準備作業を経て、12 月 13 日、14 日の両日及びアクアラインの開催日の 12 月 18 日と合わせて 3 日間開催し、駅行く人の注目を集めました。

初めは「不動産屋の広告？」と近付いた人も市の利用されていないひどい土地立派な土地にもあきれ顔、「頑張って下さい」との励ましの言葉にこれ迄の苦労もふっ飛んだところでした。マスコミも取材に訪れ、又神奈川ネットの佐藤洋子議員、「情報公開法を求める市民運動」事務局長奥津茂樹氏も激励を兼ねて視察に訪れてくれました。

パネルの作成や寒い中ビラ配り等お骨折り戴いた幹事の皆様ご苦労様でした。

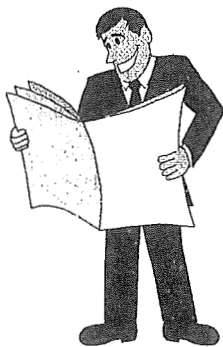


## 広報誌の名前を 募集中心！

この度、「かながわ市民オンブズマン」の広報誌が新しく生まれ変わりました。

「地域の活動紹介」や、「会員の声」などのコーナーもでき、より身近な内容になるよう心がけていきたいと思えます。

つきましては、新しい広報誌の名前を募集します。「これはっ」と思う名前があったら、事務局までご連絡ください。



## 中井町土地開発公社に対する 監督権発動に関する要望

「中井町土地開発公社問題」は、足柄郡中井町の土地開発公社が違法な土地取引（無償譲渡）を行った疑いが持たれている事件です。本件は、会員から寄せられた相談に応じて「かながわ市民オンブズマン」が対応した初めての案件です。以下、その経緯および内容を報告します。

### <経緯>

1997年8月2日

かながわ市民オンブズマン主催の公開相談会で、中井町民数名より本件について相談がある

11月21日

対応した木村和夫弁護士（オンブズマン顧問）より、報告および協力要請

12月17日

かながわ市民オンブズマン、県および中井町に監督権発動を要請

11月25日付

中井町より回答あり

### <内容>

1997年8月6日、中井町土地開発公社は、所有する土地（宅地：295.97㎡）を東京都在住A氏に売却した。ところが、この取引は売買ではなく無償譲渡（贈与）である疑いが極めて高いものである。

同公社作成の「平成8年度 事業報告書・決算書」には処分土地のなかに本件の土地が含まれているが、他方これらの土地処分による「公有地取得事業収益（公有地売却収益）」には本件土地の売却代金は含まれていない。

また、公社職員も本件土地の代金が公社に入金されていないことを認めているという。

### <背景>

このような不正土地取引の背景には、以下のような事情がある。

東名高速秦野中井インターの開設に伴い、1988年4月以降、本件土地を含む周辺土地一帯について区画整理事業が行われたが、上記A氏およびその父が事業に強く反対していた。そこで、区画整理組合の理事長等は、同事業のスムーズ

な進行のためにA氏親子の要求を受け入れるが、A氏等は組合が協定書に違反したとして違約金の支払いを請求する事態となり、組合および同理事長等は対策に苦慮していた。

1994年11月の町長選挙において組合理事長岩本勇は町長に当選し、同組合理事長を辞任したが、A氏等はその後同町長および町当局に違約金支払いの要求を繰り返していた。

1996年6月頃には、本件土地に隣接するA氏の所有地にパチンコ店を開設するため、公社所有であった本件土地の無償贈与を要求するようになり、結局この要求に応じて本件土地の贈与が行われたとみられる。（この土地のほか違約金として1,000万円を要求した）

なお、A氏等のパチンコ店は、近隣住民の反対運動の甲斐なく、1996年12月に開店し、現在に至っている。

### <かながわ市民オンブズマンの対応>

以上の通り、中井町土地開発公社は土地売買にみせかけて公有地を無償譲渡し、公社に損害を与えたことになる。ただし、公社職員に対しては住民監査請求ができないので、オンブズマンから中井町町長および神奈川県知事に対して、「公有地の拡大の推進に関する法律第19条第1項」に基づき、監督権限の発動を求める要請を行った。

### <中井町からの回答>

われわれの要請に対して、12月25日付で中井町長から回答があった。とはいえ、内容は、以下の1行のみである。



「1、要望の趣旨に沿って県当局の指導のもとしかるべき調査をする所存であります。」

（村上 記）

## 第10回 役員会議事報告

記録 森田明

日時：平成10年1月23日 18:30～21:00

場所：県民サポートセンター（横浜駅西口）

### <議事内容>

#### 活動内容

- ①中井町の公有地処分問題（責任者 大川）  
町の土地開発公社が土地を売買名目で贈与した疑い。町、県に調査を求める要望書を提出した（P.3 記事参照）。
- ②政務調査研究費の問題（本間）  
各会派は、議会懇談会で調整した上態度を決めるとのことであったが、その後も動きなし。
- ③横浜市土地開発公社の情報非公開（大川）  
横浜市では取得物件の所在自体が分からない。部分公開決定に対して大川代表幹事が原告となって訴訟を提起した。2月25日午後10時に第1回期日（横浜地裁）。別に事務局の保坂さんが同じ文書について不服申立て中で、意見書を提出した。
- ④横浜市情報公開条例；情報公開法の件（森田）  
横浜市情報公開については「市民案」を提案する。  
国の情報公開法の法案が報道された。部分的にでも（手数料の点など）神奈川の経緯から言えるところについて意見表明したい。
- ⑤川崎市／私有地払下げ汚職問題など（篠原）  
川崎の多彩な取組みについて報告がされた（P.2 参照）
- ⑥「県議による野球大会」  
出張費等の文書が公開された。整理、分析中。
- ⑦水道メーター談合  
川崎市へ「市自ら返還請求しろ」との要請書を出す。引き続き横浜市、県へも。

#### 会の運営関係

- ①「広報誌」の発行体制について  
7号は事務局長編集で少し遅れて発行した。  
8号以降は、新たな編集体制で対応する。

1月10日に編集会議を持った。編集担当者を募集している。会議日程は後記の通り。

#### ② 横浜での活動

横浜の範囲でのオンブズマン立ち上げの会議を開催（後記）。メンバー募集中。

#### ③ 活動・事務作業のあり方について

事務局担当者が手薄になっている現状が報告された。事務処理を助けるとともに、会員の自由な交流の機会としての「作業日」を定期的に設けることとした。

2月以降、毎週木曜日午後6時から（大川法律事務所にて）

作業があるかどうかはその時によります。どなたでもお立ち寄りください。

その他、代表幹事の拡大、「役員会」のあり方の見直し、学習会や弁護士による相談会の充実、などの意見が出された。次回さらに検討して、集約する。

#### ④ 総会等の日程について

今後の役員会 2月13日／3月13日

いずれも18:30～県民サポートセンターにて  
年次総会 4月25日（土）午後

次回役員会は、

2月13日（金）午後6時30分～

（於 県民サポートセンター）

以上

## よこはま市民オンブズマン 設立準備会について

4月25日の「かながわ市民オンブズマン年次総会」での発足に向けて、以下の通り「よこはま市民オンブズマン」の設立準備会を行います。

横浜在住の会員の方は、ぜひご出席ください。

#### 【とき】

2月13日（金）17:00～

（役員会の前に行います）

#### 【ところ】

県民サポートセンター9F

## 地域のオンブズ活動

### 第1回：海老名市民オンブズマン

今号より、地域のオンブズ活動を紹介するコーナーができました。第1回は、海老名市民オンブズマンの「行政嘱託員」に関する取組みを紹介します。

この問題は、海老名市およびその周辺自治体だけではなく、日本全体の問題として、今後注目していきたい問題です。ご参照ください。

自治会を行政組織の一部にしてはいけない。

(海老名オンブズマン事務局長：折井久彦)

昨年春、海老名市国分寺台自治会の総会があった。その中で「行政嘱託員」という制度があることを、出席した住民は、初めて知ったのである。

「行政嘱託員」と言うのは、市の非常勤特別職で、市行政の組織下にある公務員で、その主たる任務は、

- ・ 市の広報の配布。
- ・ 特殊な回覧文書の配布。
- ・ 行政上の各種調査、アンケート等のとりまとめ。
- ・ 各種委員、功労者等の内申、推薦。
- ・ 共同募金等への協力。
- ・ 広報掲示板の維持管理。
- ・ 衛生関係文書の配布。
- ・ その他各種委員への就任。

となっていて、その報酬は年間41万円で、海老名市内には73名の行政嘱託員が存在し、その給料の総額は約3000万円である。

ところが、この「行政嘱託員」の職を市は、町の住民組織である自治会長に、任命就任させている。即ち自治会長になれば市の非常勤特別職と言う公務員となるわけである。そして、その報酬として前記の給料が自治会長個人の所得として支払われている、言わば行政の紐の付いた自治会長にしているのである。

この問題に就いては、5年前に二宮町の鳴原

良平さんと言う方も問題にされ、二宮町に対し陳情され、また、神奈川新聞でも特集を組んで報道されたが、行政は全く無視し今日に至っている。

平成3年4月に改正施行された地方自治法第260条の2により、自治会、町内会、等地縁による団体は、市町村長の認可を受けて法人格を取得出来ることになったが、同条第6項は「この認可をもって、同団体を行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない」。また、同条8項は「同団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するもの」とされており、この条項の精神は、町内会、自治会の「独立性」、「自主性」、「民主性」を尊重し、それを侵すことを禁じているものである。

法人格取得の有無に拘らず、この精神を尊重すべきものである。

戦前内務省令によって街の町内会を行政組織の末端に組み入れ、住民管理を行っていた事は、戦後ポツダム政令により解散されている。そして、昭和27年地縁団体として復活、その後、自治会と言う呼称が主流になって来ている。

我々はこの問題を戦前の住民管理の時代に逆行するものと考え、自治会自主の崩壊に繋がる重要問題として、監査請求、市長対話集会での制度の廃止要求等を行ってきた。

しかし、監査請求は棄却、廃止要求の話し合いは拒否と、全く話し合いは付いていない。

その中に合って隣の大和市に於て、同じ問題が起こったが、大和市長は「自治会長が行政嘱託員になる事に矛盾を感じる」として全面見直しに踏み切った様である。このことは我々の運動が近隣市町村に影響を与えて成果に結びついたものと考え、海老名市に於ても更に粘り強く要求を続けて行くことにしている。

2月には、公開質問の形で19項目の質問状を市長に提出、更に議員とも懇談会を持ち、議員を通じて働きかける計画を立てている。そして、多数の一般海老名市民に対して、この問題を強く訴えて行くつもりである。

## 会 員 の 声

市民オンブズマン 個人活動の体験報告  
(横浜市青葉区 枝村庸夫)

ことの始まりは、1年前の平成9年1月下旬である。

近くの横浜市緑区北八朔風致地区内に、市営住宅団地の住宅造成工事が始まったが、工法が粗悪で、高秀市長の「ゆめはま 2010 プラン」が泣く状況である。

そこで、文書質問したのだが、たった3回で回答が来なくなった。

この時点で、違法行為が多々判明し、ちょうど発足したばかりの当会々員になった。

以後、妨害を受けながら、情報公開請求書を40枚書き、120件文書閲覧し、異議申立てを1回した。そして、「神奈川県知事」に、審査請求した。審査請求にまつわり、反論書、閲覧請求書、検証申立書、不作為についての異議申立書を順次提出することになった。

別件で、「横浜市建築審査会」にも審査請求している。

一方、監査請求の方がより簡易であることを知って、「横浜市監査委員」に職員措置請求書を提出した。

知事への審査請求は、案の定、原告不適格として、年末に棄却されてしまった。

しかしながら、知事を被告にし、「不作為についての違法確認請求事件」として行政訴訟すれば、勝訴できる状況は得ていて、只今、本人訴訟の勉強中である。

今後、別ルートの監査請求も予定している。

ここまで、全て泥縄式の独学でやってきた。随分遠回りし無駄もあったが、この経験を役だてて、必要な方には情報提供したいと考えている。

## 今 後 の 予 定

2月10日(火) / 12:30~13:30

・ 広報誌 第9号 編集会議

(於 大川法律事務所)

ボランティア大歓迎

2月13日(金) / 18:30~

・ かながわ市民オンブズマン役員会

(於 県民サポートセンター)

どなたでも参加できます。

2月26日(木) / 13:00~14:00

・ 広報誌 第9号 発送作業

(於 大川法律事務所)

ボランティア大歓迎

3月13日(金) / 18:30~

・ かながわ市民オンブズマン役員会

(於 県民サポートセンター)

4月25日(土) / 13:00~17:00

・ かながわ市民オンブズマン年次総会

(於 開港記念会館 大講堂)

広 報 誌 : 「かながわ市民オンブズマン 広報誌」第8号

＜第8号の編集スタッフ＞

森田明 杉本三郎 保坂令子 村上英吾

事 務 局 : 横浜市中区相生町1丁目18番地 光南ビル6F 大川法律事務所内

(以下の時間帯には事務局員がいます)

火曜日 11:00~14:00

木曜日 13:00~16:00

// 18:00~ (作業日ですから飛入りの方も大歓迎)

電 話 : 045-664-7825

電子メール : dcj03216@hamakko.or.jp